論文の内容の要旨

論文題目: タウンマネジメントオーガナイゼーション(TMO)のマネジメント論 的視点からみた問題点の抽出~日本の中心市街地活性化に向けて~

高知工科大学大学院基盤工学専攻 社会基盤コース 1055163 山岡 美和

本論文は、近年の中心市街地に向けての日本のタウンマネジメントオーガナイゼーション(TMO)の問題点を、マネジメント論的視点より抽出したものである。

本論文は、4章で構成されている。

第1章は、中心市街地の現状、及び、その法(中心市街地活性化法、等)や施策について、また、第2章は、日本におけるタウンマネジメントオーガナイゼーション(TMO)の現状とTMOの位置づけ・役割などの概要を整理している。第3章では、マネジメント論の意義やマネジメントプロセスについて整理し、企画段階での「意思決定」と計画段階の「合意形成」の重要性に着目して論じると共に、日本での合意形成システムの特徴について分析している。

そして、第4章では、日本のTMOについて、マネジメント論的視点から問題点を抽出し、最後に、これらを踏まえ、今後のTMOの方向性について提言している。

第1章では、都市において人、モノ、情報が集積する場所として、地域社会核として、人が住み、遊び、働き、交流する場を形成してきた中心市街地が、近年、多くの都市で、居住人口の減少・高齢化、商業環境の変化、モータリゼーションの進展などにより、空洞化が進み、機能的な都市活動の確保が困難となっている等の問題が深刻化している現状とその背景を述べている。また、それらを踏まえ、「中心市街地活性化法」、「改正年計画法」、「大規模小売店舗立地法」(=まちづくり3法)が施行された。この散歩の概要と、特に本研究に関わる「中心市街地活性化法」についての内容を整理している。

第2章では、この中心市街地活性化で、「まちをマネジメント」する、という視点から位置付けされたのが、タウンマネジメントオーガナイゼーション(TMO)である。

TMOは町全体をショッピングモールと考え、まち全体を総合的に経営するという考え 方を用いる組織として、注目を浴びている。TMOが、商店街、行政、市民、その他の事 業者等の地域を構成する様々な主体が参画し、広域な問題を網羅するまちの運営を横断 的・総合的に調節・プロデュースし、中心市街地再生に主体的に取り組む役割を持った機 関であるといったTMOの理念や、活性化法での位置付けなどを整理し、現在のTMOの 活動状況について分析している。

第3章は、新しいTMOの問題点として、マネジメント論的視点を用いた分析をするための前提として、マネジメントの意義、そのプロセスを整理し、その中でTMOにかかわるものとして、企画段階での意思決定と計画段階の合意形成の重要性について論じ、日本

での合意形成システムの特徴を分析した。

第4章では、第3章の結果を用いて、その問題の抽出を行っている。その結果、日本のTMOの問題点の抽出としては、必要な権限が整っていない意思決定力の視点から、①TMOの不明確な目的②これまでのシステムに規定③限られた権限、不十分な合意形成システムの視点から、④備わっていない調整機能⑤整っていないパートナーシップといった問題点を抽出した。最後に、これらを踏まえて、真のタウンマネジメント組織としてのTMOの確立に向けてとして下記のような提言をおこなった。

- 1. 今後、TMOは、市民が責任を持ち、自発的な意思と専門的な知識で支えられた、真の意味での中間セクター(「非営利まちづくりづくり法人」)となることが必要(組織の正確)
- 2. 今後のTMOにおいては、本来のタウンマネジメントという役割を担う組織としての明確な法や制度による位置付けが必要(組織の位置づけ)
- 3. 現在のように事業個々に対しての補助金(中央集権的補助金行政)はなく、TMO自体への支援策・補助金等による財政基盤の確保が必要(組織の財源)
- 4. 都市再生のシンクタンクのような専門家集団を形成し、自治体、企業、住民の三者を 統合して都市再生プランをつくり、教育し実行する組織として、まず、タウンマネジメン トの各種専門家の育成が必要(組織の人材)
- 5. (タウンマネジメント、中心市街地の活性化やまちづくり)都市の総合的な役割を担うために多様な組織が関係し、事業が実施される。そのそれぞれの関係が上手く構築さる機能することが重要となる。よって各パートナーシップのコーディネーターの充実が必要(組織の運営)

Application of Management Theory for Analysis of Problems to Town Management Organization. (TMO)

~ For the Activation of central area of the local cities in Japan ~

Abstract

Recently, there are many discussions in the concept of the ideal city in 21st century. Especially, the center of the local city, so speak, it is the face of the city, is quite important because it is the core of the activities of the city. In spite of this a city core is facing some crisis.

The government of Japan takes the policy to do some measure towards activation of a central city area by laws so called "Town planning 3 Laws". And it was asked whether policy is effective or not.

For this purpose, it is asked whether renovation of the central city area of a local city is possible by these legal arrangements. Under these circumstances, these "Town planning 3 Laws" become in accordingly.

However, these "Town planning 3 Laws" are not so effective for rapid improvement of the situations. Moreover, these "Town planning 3 Laws" provide some manual to follow the activation of the cities by establishing the stereotype type concept and method which sometime make the conflict with the identity of the cities. In many cases new organization of town management only provided the quite conservative and traditional method of city planning.

To avoid these and to analyze these problems management theory of introduced in the analysis of these problems to improve the situation.